

令和 8 年度

高山市有財産随時 売却物件申込み要領

■この売却に関する問い合わせ先■

高山市財務部契約管財課 管財係

電 話（０５７７）３５－３１３５（直通）

随時募集による売却の流れ



令和 8 年度 随時募集売却物件一覧

物件 番号	所 在 地	地 目	地 積 (実測)	価 格
1	高山市冬頭町 2 8 1 番 1	宅地	747.20 m ²	17,260,000 円
2	高山市冬頭町 7 1 6 番	宅地	492.28 m ²	12,651,000 円

2 申請者の資格

申請者の資格は、次の条件に該当しない方とします。

- (1) 高山市の公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 売買契約を締結する能力を有しない方（契約のために必要な同意を得ていない「被保佐人、被補助人、未成年者」又は成年被後見人）及び破産者で復権を得ない方
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び次の①から④までのいずれかに該当する者
 - ① 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - ② 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③ 次のいずれかに該当する者（法人の場合は法人の役員等）
 - ア 暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に直接的又間接的に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ④ 前号①から③に該当する者の依頼を受けて申込をしようとする者
- (4) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 申請の手続き

随時募集売却物件の購入を希望する場合は、下記の書類を提出していただきます。

(1) 提出書類

- ① 普通財産売払申請書（別記1号様式）
- ② 住民票謄本（法人にあっては法人登記簿謄本、役員名簿、住民登録していない外国人にあっては外国人登録証）
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 誓約書（別記2号様式）
- ※ 共有で申し込む場合は②～④までは申請者ごとに必要となります。
また、各人の持分についても記載してください。
- ※ ②③については、令和8年4月1日以降に発行されたものとしてください。
ただし、証明書発行後に変更があった場合には、最新版の証明書を提出してください。
- ※ 提出された書類は返却いたしかねますので、予めご了承ください。

(2) 提出先

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
高山市財務部契約管財課 管財係（高山市役所4階）

4 現地立会の実施及び重要事項の説明

普通財産売払申請書提出後、高山市と売払申請者との両方で現地確認の実施及び重要事項の説明を行います。

現地では、現状及び境界を確認します。また、重要事項の説明は市の作成する書面を基に行い、承諾の署名及び押印をいただきます。

5 契約保証金の納付

売買契約締結前に、契約保証金として売買代金の100分の10の金額を高山市が定める期限までに所定の金融機関で納付していただきます。

なお、契約保証金は売買代金の一部に充てます。ただし、契約保証金には利子を付けません。

6 契約の締結

契約資格の審査の結果、高山市が契約の相手方として適当と認めた場合及び契約保証金の納付が確認できた場合には契約を締結します。

売買契約書に貼付ける収入印紙（10,000円）は、買受者の負担となります。

7 売買代金の納付

売買代金は、売買契約の締結後に高山市が発行する納入通知書により、納期限までに所定の金融機関で納付していただきます。売買代金が期限までに完納されなかった場合は、納入期限の翌日から遅延日数1日につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した延滞金をお支払いいただきます。

高山市が納付不能と認めた場合は売買契約を解除します。この場合、納付された契約保証金は返還しません。

8 所有権移転登記の手続き及び引渡し

(1) 所有権移転

売買代金が全額納付されたことを確認後、速やかに高山市において買受者への所有権移転登記の手続きを行います。登記に必要な登録免許税は買受者の負担となります。

納付していただく登録免許税の税額については、契約締結時にお知らせいたします。支払いについては、収入印紙または所定の納付書にてお支払いいただきます。

(2) 引渡し

所有権移転登記の完了と同時に、売買物件をその所在する場所において現況のまま引き渡します。

9 用途指定等の条件

(1) 売買契約締結日から5年間、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条各項の規定に基づき建築してはならない建築物の建築をすることができません（詳細は各物件の調書をご確認ください）。

(2) 住環境の保全等を目的として、指定期間中は太陽光パネルを設置する用途では使用できません（住宅の屋根に設置することは構いません）。

- (3) 買受者は売買契約締結日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する施設の用に供することはできません。
- (4) 売買物件を暴力団関係施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供することはできません。
- (5) 買受者は、売買物件の全部または一部を第三者に所有権移転するときは、前各項の条件を付さなければなりません。

10 実地調査条件

契約条件の履行状況を把握するため、高山市は随時実地調査を行い、又は買受者の方に必要な報告を求めることがあります。この場合、買受者の方はご協力いただかなければなりません。

11 違反金

購入者が上記9 用途指定等の条件に違反した場合、10 実地調査の条件に当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合は、売買契約を解除（売買物件を市へ返還）し、さらに9については売買代金の100分の30の違約金を、10については売買代金の100分の10の違約金を支払っていただきます。

12 留意事項

必ず現地をご自身で確認してください。

先着順にて売却するため、お申込時において既に他の方へ「売却済み」もしくは「売却対応中」である場合があります。

13 町内会加入のすすめ

高山市では、全地区で、皆さんが抱える身近な課題を解決するために地区内の各種団体や個人、事業者、行政が一緒になって考え、役割を分担し、ともに手を携えて取り組む「協働のまちづくり」が進められています。

中でも町内会は、地域の課題に取り組んだり、親睦を図りつつ“地域の絆”を深めながら、よりよいまちづくりのため、自主的に運営している団体です。

市有財産購入を機会に市有財産所在地にお住まいになられる場合は、地域社会の一員として町内会加入をご検討ください。

<問い合わせ先>

◆高山市役所 財務部 契約管財課 管財係

〒506-8555

岐阜県高山市花岡町二丁目18番地

電 話（0577）35-3135

FAX（0577）35-3161